

市職員の給与などを公表します

市職員の給与・職員数について、常に適正化を図っています。このたび、平均給料月額などを表にまとめましたのでお知らせします。



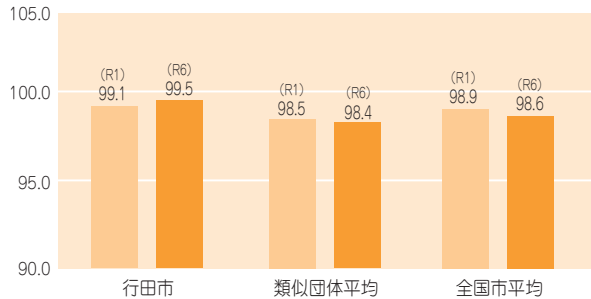
市ホームページ

1 職員給与費の状況

区 分	職員数 A	給 与 費				1人当たり 給与費B/A
		給 料	職員手当	期末勤勉手当	計 B	
令和7年度	(429人) 529人	千円 2,244,044	千円 562,051	千円 1,089,144	千円 3,895,239	千円 7,363

※職員数および給与費は一般会計当初予算に計上された額であり、水道事業、下水道事業、国民健康保険事業などの特別会計に係るものは含みません。また、職員手当には退職手当を含みません。なお、() は定年前再任用短時間勤務職員(暫定再任用職員)および会計年度任用職員のうち、短時間勤務職員に係る数値の外書きです。

2 ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



※ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

※類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

3 職員の初任給の状況(令和7年4月1日現在)

区 分	行田市	埼玉県	国
一 般	大学卒 225,600円	225,600円	220,000円
行政職	高校卒 194,500円	194,500円	188,000円

4 職員の平均年齢、平均給料月額および平均給与月額の状況 (令和6年4月1日現在)

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
行 田 市	42.4歳	323,566円	374,352円
埼 玉 県	41.8歳	319,425円	367,476円
国	42.1歳	323,823円	405,378円
類 似 団 体	41.8歳	316,920円	350,499円

② 技能労務職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
行 田 市	60.5歳	308,833円	329,660円
埼 玉 県	54.9歳	322,835円	358,877円
国	51.2歳	288,144円	330,553円
類 似 団 体	52.0歳	300,573円	314,882円

※一般行政職とは、税務職、医療技術職、看護・保健職、福祉職、消防職、企業職、技能労務職、教育職のいずれの職種にも属さない全ての職員をいいます。

※平均給与月額は平均給料月額に扶養手当、地域手当、住居手当、管理職手当の毎月決まって支給される各手当の総支給額を各職種区分の職員数で割った額を加えたものであり、国家公務員と同じベースで再計算したものです。

▶問い合わせ 人事課人事給与担当(内線 208)

人事行政の運営状況を公表します

令和6年4月1日から令和7年3月31日までの人事行政の運営状況(給与公表に係る部分を除く)の概要を公表します。

なお、詳細は市ホームページおよび市政情報コーナーでご確認ください。



市ホームページ

1 職員の任免および職員数に関する状況

(1) 採用の状況

一 般 事務職	社 会 福祉士	土 木 技術職	電 気 技術職	消防職	教育職 (指導主事)	計
14人	2人	1人	1人	4人	2人	24人

(2) 退職の状況

定年退職	勤奨退職	普通退職	その他 (死亡、免職、任期付、復職等)	計
6人	3人	15人	4人	28人

2 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の概要(標準的なもの)

1週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
38時間45分	午前8時30分	午後5時15分	正午～午後1時

(2) 年次有給休暇の取得状況(一般職)

	令和5年	令和6年	対前年増減
平均取得日数	9.9日	8.9日	△1.0日

※期間は各年1月1日から12月31日までの1年間です。

(3) 病気休暇、介護休暇および組合休暇の取得状況

病気休暇	介護休暇	組合休暇
25人	0人	0人

(4) 育児休業等の取得状況

休業の種類 休業者の内訳	育児休業		育児短時間勤務		部分休業	
	うち新規		うち新規		うち新規	
取得者合計	19人	7人	0人	0人	14人	3人
うち女性	16人	4人	0人	0人	14人	3人
男性	3人	3人	0人	0人	0人	0人

※上記以外の休業制度はありません。

(5) 時間外勤務の状況

職員1人当たりの月平均時間外勤務時間数	7.3時間
---------------------	-------

3 職員の分限および懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況

区 分	降任	免職	休職	降給
勤務成績が良くない場合	0人	0人	0人	0人
心身の故障の場合	0人	0人	8人	0人
職に必要な適格性を欠く場合	0人	0人	0人	0人
職制等の改廃等により過員を生じた場合	0人	0人	0人	0人
刑事事件に関し起訴された場合	0人	0人	0人	0人
条例で定める事由による場合	0人	0人	0人	0人

(2) 懲戒処分の状況

区 分	戒告	減給	停職	免職
法令に違反した場合	0人	2人	1人	0人
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	0人	0人	0人	0人
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	0人	0人	0人	0人

4 職員の退職管理の状況

令和6年度における定年退職者(課長級以上)の再就職はありません。

5 勤務条件に関する措置の要求の状況

令和6年度における勤務条件に関する措置の要求はありません。

6 不利益処分に関する審査請求の状況

前年度からの 継続件数	令和6年度 請求件数	完結件数	翌年度 継続件数
1件	0件	1件	0件

▶問い合わせ 人事課人事給与担当(内線208)

秋の火災予防運動

11月9日(日)から15日(土)まで、全国一斉秋季火災予防運動実施期間です。この運動は、火災が発生しやすい時期を迎えるに当たり、火災予防思想の普及を図り、火災の発生を防止し、財産の損失を防ぐことを目的に実施します。

防火標語(2025年度全国統一防火標語)
急ぐ日も 足止め火を止め 準備よし

住宅防火いのちを守る10のポイント 4つの習慣

- 寝たばこは絶対にしない、させない。
- ストーブの周りに燃えやすいものを置かない。
- こころを使うときは火のそばを離れない。
- コンセントはほこりを清掃し、不必要なプラグは抜く。

6つの対策

- 火災の発生を防ぐために、ストーブやこころなどは安全装置の付いた機器を使用する。

- 火災の早期発見のために住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する。
- 火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類およびカーテンは、防災品を使用する。
- 火災を小さいうちに消すために、消火器などを設置し、使い方を確認しておく。
- お年寄りや身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく。

- 防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う。

住宅用火災警報器の設置は義務です

消防法により、住宅用火災警報器の設置は義務となっています。住宅火災から逃げ遅れを防ぐため、設置されていない家庭は必ず設置してください。

▶問い合わせ 消防本部予防課 ☎ 550—2121

住宅用火災警報器設置に関するアンケートにご協力ください

消防本部では、住宅用火災警報器の設置率向上に向けたアンケート調査を行います。任意に抽出したご家庭に消防職員が訪問する場合がありますので、ご協力をお願いします。訪問時には必ず立入検査証を提示しますので、ご確認ください。

なお、消防署が特定の業者に依頼して住宅用火災警報器を直接販売することや、部屋に入っでの確認・点検を行うことは一切ありません。悪質な訪問販売なども報告されていますので、ご注意ください。

▶問い合わせ 消防本部予防課 ☎ 550—2121

新入学児童生徒学用品費を 入学前に支給します

市内の小・中学校に入学されるお子さんがいる家庭で、経済的にお困りの保護者の方に新入学児童生徒学用品費を入学前に支給します。

▶対象 令和8年4月に市内の小・中学校に入学予定のお子さんの保護者で、児童扶養手当を受給している方または生活保護に準ずる程度に生活が困窮されている世帯の方

▶支給額 小学校 57,060円
中学校 63,000円

▶申請方法 行田市就学援助費支給申請書(市ホームページからダウンロード可)に必要な書類を添えて教育総務課へ提出してください。

※中学校入学予定の小学6年生のうち、すでに就学援助費が支給されている方は申請不要です。



市ホームページ

▶提出期限 12月26日(金)(必着)

▶その他 令和8年2月に支給予定です。

▶問い合わせ 同課総務担当 ☎ 556—8311

交通遺児等に援護金を給付します

埼玉県交通安全対策協議会では、保護者が交通事故により死亡または重い障害を負った県内在住の交通遺児等に援護金を給付しています。

▶対象 県内在住の乳幼児並びに小・中・高等学校および各種学校などに在学する平成19年4月2日以降に生まれた交通遺児等で、次の表に掲げる世帯に属する方

給付対象者の人数	同居世帯の総所得額
1人	2,740,000円以下
2人	3,120,000円以下
3人	3,500,000円以下
4人	3,880,000円以下
5人以上	4,260,000円以下

▶給付額 対象者1人につき10万円

▶給付時期 令和8年5月上旬(4月末までに「給付決定通知書」を送付します)

▶申請期限 令和8年1月30日(金)まで

▶申請方法 市役所(交通政策課)または学校などで配布する申請書類に必要な事項を記入の上、持参または郵送によりみずほ信託銀行浦和支店【持参・郵送】〒330—0063 さいたま市浦和区高砂2—12—10

▶問い合わせ 埼玉県交通安全対策協議会 ☎ 048—825—2011
埼玉県防犯・交通安全課 ☎ 048—830—2955